

西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター（仮称）及び駅前広場（仮称）

利活用促進に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

西九州新幹線開業に伴い建設する観光交流センター及び駅前広場は、観光客のみならず市民が集える憩いの場としてハブ都市武雄の機能を併せ持つ施設となるよう、運営形態やコンセプトなど効率的な利活用及び維持管理運営を見据えておく必要があります。

この検討を行う中で、民間事業者の意向調査やヒアリング等を行うことで、事業の市場性や民間事業者が持つノウハウと創意工夫を当事業に反映し、施設の効率的な利活用及び維持管理運営の実現性向上につなげます。

2 対象用地・施設の概要

・観光交流センター

所在地	武雄市武雄町昭和17 他
建物の概要	延床面積：178.5㎡
※詳細は提供する資料の図面参照のこと	駅舎連結通路上屋延床面積：36.4㎡
	正面外構面積：435.3㎡ ※通路含む
	階数：1階建て ※新幹線鉄道高架下内
	構造：鉄骨造り
	耐火性能：耐火構造
耐震性能：建築基準法による耐震構造	
駐車場	周辺有料駐車場有り
その他	一期工事（躯体）及び二期工事（内装、備品設置等）に分けて工事実施
	西九州新幹線開業時期（令和4年秋）にあわせてオープン予定

・駅前広場

所在地	武雄市武雄町昭和16-4 他
広場の概要	敷地面積：2325.3㎡
※詳細は提供する資料の図面参照のこと	構造物：通路庇（シェルター）含む
	隣接設備：一般車一時駐車場、タクシー乗降場、バス乗降場、交番
	タクシープール、観光バス待機場、一般車・身障者用等乗降場 等
その他	西九州新幹線開業時期（令和4年秋）にあわせて利用開始予定
	自転車置き場は別場所に設置予定

3 サウンディングのスケジュール

サウンディングの実施について公表	令和3年5月31日(月)
サウンディングの参加受付	令和3年5月31日(月)～6月18日(金)
現地見学及び事前ヒアリング受付 (希望者のみ)	令和3年5月31日(月)～6月14日(月)
現地見学及び事前ヒアリング実施 (希望者のみ)	令和3年6月7日(月)～6月17日(木)
サウンディングの実施日等の連絡	令和3年6月21日(月)～23日(水)
サウンディングの実施日	令和3年6月28日(月)～7月2日(金) 予定
実施結果概要の公表	令和2年7月中旬予定

4 サウンディングの対話内容

(1) 主に以下の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。(一部項目でも可)

・観光交流センター

- ①施設等の利活用に係る民間ノウハウの提案について
※無償的機能(観光案内、情報発信、賑わい創出等)及び有償的機能(飲食、物販等)の両面から
- ②施設等の運営・維持管理等に係る民間ノウハウの活用について
- ③空間設計・演出等の二期工事設計及び工事について
- ④在来線側機能(観光案内所、物販、飲食)との棲み分けや一体性について
- ⑤その他当施設の活性化策について
- ⑥上記提案を採用した場合の実現への条件・課題等(運営・維持管理費用、運営契約形態等)

・駅前広場

- ①広場等の利活用に係る民間ノウハウの提案について
- ②広場等の運営・維持管理等に係る民間ノウハウの活用について
- ③広場における飲食店運営(グルメをコンセプトにした運営)の可能性について
- ④その他当広場の活性化策について
- ⑤上記提案を採用した場合の実現への条件・課題等(運営・維持管理費用、運営契約形態等)

・共通事項

- ①既存周辺施設(白岩体育館、武雄市図書館、武雄競輪場、武雄温泉楼門周辺、武雄温泉保養村等)との機能棲み分け・共存共栄とハブ都市としての機能の方向性
- ②西九州新幹線及び在来線川端通り高架下との連動性の可能性及び一体的機能性について
- ③その他当施設及び広場の共通活性化策について

(2) サウンディング実施後に事業化を検討するにあたり、必要に応じて追加対話(文書照会を含む)を行うことがありますので、その際にご協力お願いいたします。

(3) サウンディング当日は特に資料提出は求めませんが、説明のために必要がある場合は、電子メールによるデータ提出、または市提出分を7部ご準備ください。なお、資料は返却いたしません。

5 サウンディングの対象者

提案事業の実施主体となり得る法人又は法人のグループ

但し、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者。
- ②参加申込提出時点で、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成 18 年訓令第 26 号)に基づく指名停止を受けている者。
- ③会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員、若しくは武雄市暴力団排除条例(平成 24 年条例第1号)第2条第 3 号及び第4号に規定する団体。
- ⑤国税、県税、市税を滞納している者。

6 サウンディングの手続きについて

(1) 参加受付

サウンディングへの参加を希望される場合には、別紙1のエントリーシートに必要事項を記入し、E-mail 又は郵送でご提出ください。

※メール及び郵送完了後にお電話にて下記お問合せ先にご一報下さい。

①E-mail

アドレス:hub@city.takeo.lg.jp 件名:【サウンディング参加申込】

②郵送

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市営業部ハブ都市・新幹線課 宛

(2) 現地見学及び事前ヒアリング

希望者については、西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター(仮称)及び駅前広場(仮称)建設予定地の現地見学を受付けます。新幹線駅舎工事中であるため、短時間での見学となります。また、当施設の詳細や在来線施設等の詳細、周辺施設等の詳細についての事前ヒアリングも受付けます。

別紙2の現地見学及び事前ヒアリング申込書に必要事項を記入し、上記と同様に E-mail(件名:【現地見学及び事前ヒアリング申込】)又は郵送でご提出ください。担当者より見学及びヒアリング日時の調整についてご連絡いたします。

※メール及び郵送完了後にお電話にて下記お問合せ先にご一報下さい。

(3) 実施日時及び場所の連絡

サウンディングの参加申込みのあった事業者の担当者様宛に実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。サウンディング実施予定日を設定していますが、予定日以外でも希望があればエントリーシートにご記入ください。但し、希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。

(4) サウンディングの実施

1 事業者 60 分程度を目安に対話を実施します。

WEB会議システムを利用し、リモートによる対応も可能とします。

参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。

(5) サウンディングの実施結果概要の公表

サウンディングの実施結果の概要について、本市ホームページでの公表を予定しています。

参加事業者の名称は公表しません。参加事業者のノウハウに配慮し、事前に内容確認を行ってから公表します。

7 留意事項

(1) サウンディングへの参加実績は、事業者選定等をもし実施した場合に優位性を持つものではありません。

(2) 今回のサウンディングは、西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター（仮称）及び駅前広場（仮称）利活用促進を検討するための予備調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。そのため、その後の事業公募の内容が、サウンディングで提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。

(3) 双方の発言は、あくまでもサウンディング時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。

(4) サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

8 提供する資料

【資料①】武雄市市勢情報

【資料②】西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター（仮称）及び駅前広場（仮称）位置図1

【資料③】西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター（仮称）及び駅前広場（仮称）位置図2

【資料④】西九州新幹線武雄温泉駅高架下観光交流センター（仮称）予定平面図

【資料⑤】西九州新幹線武雄温泉駅駅前広場（仮称）イメージ図

【資料⑥】武雄温泉駅在来線及び西九州新幹線駅舎位置図

【資料⑦】西九州新幹線武雄温泉駅開業に向けた魅力創造行動計画

【資料⑧】その他必要と認められる資料

9 お問い合わせ先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

☎0954-23-9160

担当：犬塚 浩之（イヌツカ ヒロユキ）